

議案第 17 号

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定
について

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙
のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年大田市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた大田市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の大田市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を 315,000 円から 330,000 円に改定する。

(第 18 条)

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) この条例による改正後の大田市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた大田市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- (3) 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の大田市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 66 万円未満であるものに限る。）の支払いは、新条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償の内払いとみなす。